

表 各県の特定計画の概要

都府県名	策定年月 (最終変更年)	保護管理の目標	個体数管理の目標と数値目標 の決め方	狩猟期間延長(期間)	その他の手法	モニタリング	その他
茨城	2007年8月	・イノシシ個体群の安定的維持 ・被害量を2000年度の水準まで押さえる。	・過去における生息数をいくつか想定し、年増加率を1.178として各年度の捕獲数を当てはめて生息数の増減をシミュレーションする。そこで得られた増減傾向が実際の捕獲数の増減と近いものを採用し、現在の生息数を推定。これと先の増加率を用いて捕獲目標数を設定。(茨城一大阪方式と仮称) 注:設定された目標数は増加は抑えられるが減少はしない数値となっている。	・1ヶ月延長(11月15日～3月15日)	・有害鳥獣捕獲の実施・事前講習会等の実施によるわな猟免許の取得推進 ・くくり罠の径制限解除 ・特例休猟区制度の活用	・狩猟カレンダー及び有害鳥獣捕獲日誌による出会い数、捕獲数等の把握。 ・有害鳥獣捕獲では性、年齢、体重等の記録。	
栃木	2008年3月	<b>長期目標</b> ・八溝・阿武隈個体群は勢力を弱めた上で保全。 ・両毛個体群と高原・帝釈個体群は生物多様性保全のために排除(近年の侵入であるため。また両毛個体群はイノブタ起源と見なす) <b>計画目標</b> ・農業被害の半減 ・生息域拡大の防止 ・生息密度の低下 ・捕獲体制の整備 ・被害に強い地域作りの基盤整備 ・保護管理対策の検証・評価システムの構築	・毎年の捕獲最低目標を設定。 ・茨城一大阪方式を採用。捕獲最低目標を設定。	・県東部で1ヶ月延長(11月15日～3月15日) ・県西部で半月延長(11月15日～2月末日)	・狩猟鳥獣(ニホンジカ・イノシシを除く)捕獲禁止区域の設定(実質的には、シカ・イノシシを除外した鳥獣保護区の延長) ・特例休猟区制度の活用	・狩猟カレンダー等によるWPUE、CPUE等の把握。 ・必要なモニタリング項目のリストアップとその中で実施するものの整理。	・捕獲に関しては、狩猟者間及び地域住民のトラブル予防、及び耕作地や集落周辺でのわな捕獲による捕獲圧強化を指摘。
埼玉	2007年9月	・イノシシ個体群の安定的維持 ・被害の軽減	・被害面積、捕獲数、捕獲効率を勘案しながら生息密度の低減を図る。	・1ヶ月延長(11月15日～3月15日)、ただし延長された期間はわな猟に限る(止めさしとしての銃使用は認める)。	・有害鳥獣捕獲の実施 ・箱わなの奨励と農林業者の捕獲参加促進(研究会等の実施)	・大物猟カレンダー及び有害鳥獣捕獲日誌による指標把握。	
山梨	2007年7月	・農業被害の軽減 ・被害防除地域を設定して重点的な施策を実施	・奥山に生息するものについては管理捕獲は行わず、加害個体及び里山のイノシシを減らす。 ・里山のイノシシについては密度を限りなく0に近づける。 ・2002年～2003年の捕獲数伸び率を2003年度の捕獲数に乗じた数を当面の年捕獲目標とする。	・1ヶ月延長(11月15日～3月15日)	・特例休猟区制度の活用 ・有害捕獲では加害個体を選択的に捕獲するよう努める。 ・ツキノワグマ錯誤捕獲を避ける。	・出猟カレンダーによる指標の把握。	・捕獲におけるトラブルの防止。
愛知	2007年7月	・管理ゾーンでは被害の未然防止、減少。 ・防衛ゾーンでは分布と被害発生地の拡大防止。	・過去より多い頭数を当面の捕獲目標に設定。	・1ヶ月延長(11月15日～3月15日)、ただし、狩猟者団体との協議で2007年度は実施されていない。	・特区例休猟区制度の活用 ・試験日を土日に設定することにより狩猟免許取得者の増加を図る。 ・指導的な狩猟者を対象とした狩猟指導員講習会。	・CPUE等の指標調査	・イノシシの生息していなかった渥美半島で2005年以降分布、持ち込みによると思われる。特定計画の対象とせず、第10次鳥獣保護事業計画で対処。
大阪	2007年3月	・北部地域では被害を2005年度の半分以下にする。 ・中・西部地域では被害が急増した1999年の水準以下にする。	・過去における生息数をいくつか想定し、年増加率を1.178として各年度の捕獲数を当てはめて生息数の増減をシミュレーションする。そこで得られた増減傾向が実際の捕獲数の増減と近いものを採用し、現在の生息数を推定。これと先の増加率を用いて捕獲目標数を設定。(茨城一大阪方式と仮称)	・1ヶ月延長(11月15日～3月15日)	・農地周辺でのわなによる有害鳥獣捕獲の強化、 ・わな免許の取得推進と捕獲技術の講習。	・出要カレンダーによる指標の把握。 ・各種モニタリング項目の年度別実施計画。 ・密度推定手法の検討	・資源としての有効利用の検討
和歌山	2007年2月	・被害を急増に転じた2001年度の水準まで押さえながら、イノシシ個体群の安定的維持を図る。	・強い捕獲圧を加える必要があるが、目標数は設定しない。	・1ヶ月半延長(11月1日～3月15日)	・狩猟免許の取得推進		
鳥取	2007年3月	・個体数調整によりイノシシと人間活動との軋轢の軽減を図る。 ・安定的水準を維持できるようにイノシシの個体数管理を図る。	・全計画期間中に修正した捕獲努力目標数を維持し、継続的に強い狩猟圧をかける。	・1ヶ月延長(11月1日～2月末日)	・くくり罠径の制限解除を検討。 ・狩猟免許所持者の確保(養成講習会、試験の休日開催等)。 ・捕獲の推進措置(広域一斉捕獲、捕獲柵等の導入、捕獲奨励金)	・捕獲数、被害状況の把握。	
島根	2007年3月		・被害、捕獲数、捕獲個体の年齢構成、CPUEの推移を見ながら、狩猟及び個体数調整による捕獲数を定める。	・1ヶ月延長(11月1日～2月末日)		・出猟カレンダーによる指標の把握。 モデル市町村における調整捕獲実態調査。	

岡山	2007年4月	・被害が急増する前の1989年の被害金額(1億円)以下を目標とする。	・捕獲圧を強化するが、目標生息数あるいは目標捕獲数の設定は行わない。	・半月延長(11月15日～2月末日)	・有害鳥獣捕獲の推進。・狩猟者確保のための普及啓発。	・捕獲状況の把握。		
広島	2007年3月	・被害をさらに減少させ、イノシシ個体群を維持する。・2002年以降毎年10%程度の被害量減少が起きているので、引き続き毎年10%被害減を目標とする。	・捕獲数と被害量の関係を入れて捕獲目標を設定する。・引き続き毎年10%被害減を目標とし、そのために前計画期間の捕獲数またはそれ以上の捕獲圧を維持する。	・半月延長(11月15日～2月末日)。マツタケ収穫期を考慮して前への延長は避ける。	・効果的な有害捕獲の実施。・狩猟免許取得(特にわな)の推進。・捕獲技術の向上。	・計画的、継続的な調査の実施。		
山口	2007年3月	・農作物被害額を管理目標とし、被害額が最高であった2004年度の半以下にすることを目標とする。	・捕獲数が増加した年の翌年の被害額の減少を踏まえ、捕獲数増加年の捕獲水準を目標に設定。	・1ヶ月半延長(11月1日～3月15日)	・有害鳥獣捕獲の実施。・捕獲檻による捕獲の実施(一部わな架設禁止区域をくくりわな架設禁止区域に変更し、狩猟での捕獲檻使用を可能にした)。・わな免許取得者の増加対策。	・狩猟延長期間における捕獲実績調査。		
徳島	2007年3月	・被害の軽減と人とイノシシの長期的共生。	・当面は強い捕獲圧を加え続ける。・1995年度以降の捕獲数の伸び率と達成可能な捕獲頭数を考慮し、5か年間の捕獲目標総数を設定。	・1ヶ月延長(11月15日～3月15日)	・特別捕獲の実施。・捕獲檻による効果的な捕獲の実施、捕獲技術の向上。・狩猟免許社の確保(講習会の開催など)	・出猟カレンダーの分析。・生態情報の収集。		
香川	2007年3月	・被害の軽減とイノシシ個体群の健全な維持。	・狩猟圧を高めるが、捕獲目標個体数は設定しない。	・1ヶ月間延長(11月15日～3月15日)	・休猟区特例制度の活用。・くくり罠使用についての制限解除を検討。・狩猟免許(特にわな免許)取得の推進。	・捕獲数、捕獲場所、CPUE等は毎年行う調査とし、捕獲個体分析必要に応じて行う調査とする。		
愛媛	2004年3月	・被害額レベルを、被害が急増する以前の1993年程度に抑える。	・狩猟圧の強化のため、2002年の捕獲頭数の1.2倍を年間捕獲目標とする。	・1ヶ月間延長(11月15日～3月15日)	・休猟区特例制度の活用。・箱わなの推奨。	・狩猟実態調査、有害鳥獣捕獲実態調査の実施。・農作物被害の把握及び被害算定法の整備。・モニタリング情報のデータベース化。		
高知	2008年3月	・被害の軽減と健全な地域個体群の維持、地域住民とイノシシの共存。	・被害、捕獲数は減少傾向にあるが、さらに捕獲圧を継続する。・茨城一大阪方式による個体数の推定に基づく、漸減が見込まれる捕獲数の設定。	・1ヶ月延長(11月15日～3月15日)	・狩猟における禁止猟法の一部解除(くくり罠の使用)。・捕獲檻の活用。・狩猟者人口の拡大(公共事業体職員を含む)。	・出猟カレンダーの分析。	・被害発生量が顕著に減少したとき、捕獲頭数が急激に減少したときは捕獲数の抑制を図る。	
福岡	2007年3月	・被害額を2004年の半以下に抑えることを目標とする。	・捕獲の強化を図る(捕獲目標等の記載話し)。	・1ヶ月延長(11月15日～3月15日)・箱わなによる捕獲及び箱わな捕獲個体の止めさしについては、さらに前後1ヶ月の延長(10月15日～4月15日)	・全体猟区について特例休猟区制度を適用。・狩猟における直径12cmを超えるくくり罠の使用を認める。・耕作地周辺での箱わなによる捕獲を、有害鳥獣駆除と認める。	・出会い調査。・捕獲活動記録日誌、捕獲連絡票による指標調査。		
佐賀	2007年3月	・被害金額を、過去5年間の平均被害金額の半以下に抑えることを目標とする。	・被害が頭打ちになっているので、これをもたらしたと考えられる第一期計画期間の捕獲圧は維持する。	・1ヶ月延長(11月15日から3月15日)・箱わなによる捕獲及び箱わな捕獲個体の止めさしについては、さらに前後半月の延長(11月1日～3月15日)	・くくり罠の径の制限解除。・今後指定する休猟区については、特例休猟区制度を適用。	・狩猟期間中の狩猟実態調査。	・捕獲個体の有効活用。・許可権限の市町村への委譲。	
長崎	2007年3月	・被害金額を管理目標とし、過去最高であった2004年度の3分の1以下に抑える。	・捕獲圧の増大を図る。(数値目標は記載されていない)	・1ヶ月延長(11月15日～3月15日)	・狩猟免許者の増加対策(普及啓発、休日に追加試験日設定)・広域捕獲、農耕地周辺での捕獲推進。・捕獲技術向上	・モデル地域における重点的な事業展開。・繁殖率の調査ほか。	・構造改革特区制度の活用(免許所持者の指導・監督下で、免許を持たないものが捕獲を行える)	
大分	2007年3月	・被害金額を8千万円以下に抑える。	・現在以上の捕獲を行う(目標数等の記載はなし)	・1ヶ月半延長(11月1日～3月15日)	・くくり罠の径の制限解除。・特例休猟区制度の活用。	・狩猟記録、有害鳥獣捕獲記録、出会い率の把握。		
鹿児島	2007年9月	・被害金額を1億円以下に抑えることを管理目標とする。	・生息数を減少させる(具体的目標の記載話し)。	・1ヶ月延長(11月15日～3月15日)	・くくり罠の径の制限解除。・市町村による捕獲の推進。	・狩猟、有害鳥獣捕獲における記録の利用。・痕跡調査による動向の把握。・被害状況調査	・ニホンイノシシは1つの管理区分とする。・リュウキュウイノシシをもう一つの管理区分とし、島ごとに扱う。・沖永良部島のイノシシは移入されたものであり、(排除のための)年間を通じた捕獲を実施していることから、特定計画からは除外。	